

規 則

「千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則」をここに公布する。

令和7年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第31号

千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例（平成15年千曲市条例第122号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第2条 戸倉上山田つばさ体育館（以下「つばさ体育館」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 学校が休日又は長期休業日 午前9時から午後10時まで
- (2) 前号に掲げる以外の日 午後6時から午後10時まで

(利用の手続)

第3条 つばさ体育館を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、つばさ体育館利用許可申請書（様式第1号）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の60日前から利用日の5日前までにあらかじめ市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 市長は、前条の申請又は千曲市体育施設予約システムの利用に関する規則（平成28年千曲市規則第20号）第14条の規定による申請について許可を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により許可するときは、つばさ体育館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(附属設備等の使用料)

第5条 条例別表に規定する市長が定める附属設備等の使用料（以下「附属設備等使用料」という。）の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめつばさ体育館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 使用料を減額し、又は免除する範囲及び率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が利用するとき 100分の100
- (2) 国、県及び他の地方公共団体が利用する場合で、市又は千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催するとき 100分の100

- (3) 市内の学校、幼稚園及び保育所がその本来の目的のために利用するとき 100分の100
- (4) 市内及び市域を含む教育、福祉、産業、文化団体等がその本来の目的のために利用する場合で、市又は教育委員会が共催するとき 100分の100
- (5) 市内の教育、福祉、文化団体等がその本来の目的のために利用するとき 100分の100。ただし、附属設備等使用料の減免率は、100分の50とする。
- (6) 市内の事業所又は市民が10人以上の団体として教育の用に利用するとき 100分の50。ただし、附属設備等使用料は、減免の対象としない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき 市長が定める率

(遵守事項)

第7条 つばさ体育館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。ただし、市長が許可したときは、この限りでない。

- (1) 施設等の原状を変えないこと。
- (2) 利用許可を受けた施設以外のものを利用しないこと。
- (3) 備品等をつばさ体育館の外へ持ち出さないこと。
- (4) 施設内において物品等を販売しないこと。
- (5) 利用権を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項に違反しないこと。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市戸倉上山田つばさ体育館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第36号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

1 電灯を利用する場合の使用料（1時間当たり）

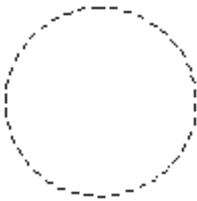
施設の名称	利用区分	使用料
つばさ体育館アリーナ	全面	500円
	半面以下	250円

2 電気器具の持込みをして電力を利用する場合（1時間当たり）

施設	使用料（円）
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットごとに	500円

様式第1号(第3条関係)

つばさ体育館利用申込書
(千曲市戸倉上山田つばさ体育館利用許可・減免申請書)



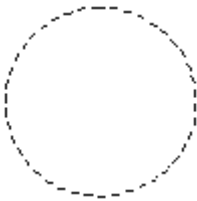
※太枠で囲まれた部分に必要な事項を記入の上、提出してください。

※千曲市又は千曲市教育委員会の共催のある場合はその通知書を、学校施設登録団体等の場合は登録証を提示してください。

年 月 日	様	申 請 者	住所							
			団体名					登録番号		
			利用責任者					連絡先		
			次のとおりつばさ体育館の利用許可・使用料の減免を申請します。							
利用施設名		つばさ体育館		利用年月日		年 月 日から 月 日まで				
利用の目的							利用 人員	人		
減免の理由										
区分	名 称		利 用 時 間	料金 時間	料金 (円)	減 免 対 象 (条項)	減免率 (%)	使用料 (円)		
使 用 す る 施 設 等	(施設名)		全 面 半 面 }			6-2-()		A		
	□ ア リ ー ナ									
	入場料区分 無 1000円以下 3000円以下 3001円以上			乗率 1.3 1.6 2.0×使用料A=						
	□ 電 灯		全 面 半 面 }			6-2-()				
	□ 電気器具持込み		Kw	1回			6-2-()			
□ そ の 他						6-2-()				
					使用料納付額					

様式第2号(第4条関係)

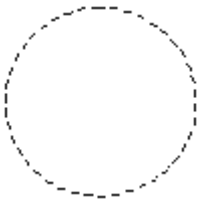
つばさ体育館利用通知書
(千曲市戸倉上山田つばさ体育館利用許可書)



年 月 日		申請者	住所					
次のとおりつばさ体育館の利用を許可します。 千曲市長			団体名		登録番号			
			利用責任者		連絡先			
利用施設名	つばさ体育館	利用年月日	年 月 日から 月 日まで					
利用の目的						利用人員	人	
減免の理由								
区分	名 称		利用時間	料金時間	料金(円)	減免対象(条項)	減免率(%)	使用料(円)
使用する施設等	(施設名)	全 面 半 面	}			6-2-()		A
	☐ ア リ ー ナ							
	入場料区分 無 1000円以下 3000円以下 3001円以上			乗率 1.3 1.6 2.0×使用料A=				
	☐ 電 灯	全 面 半 面	}			6-2-()		
	☐ 電気器具持込み	Kw	1回			6-2-()		
☐ そ の 他					6-2-()			
				使用料納付額				
利用条件等								

様式第3号(第6条関係)

つばさ体育館利用申込書
(千曲市戸倉上山田つばさ体育館利用許可・減免申請書)



※太枠で囲まれた部分に必要な事項を記入の上、提出してください。

※千曲市又は千曲市教育委員会の共催のある場合はその通知書を、学校施設登録団体等の場合は登録証を提示してください。

年 月 日		申 請 者	住所					
様			団体名				登録番号	
			利用責任者				連絡先	
次のとおりつばさ体育館の利用許可・使用料の減免を申請します。								
利用施設名		つばさ体育館		利用年月日		年 月 日から 月 日まで		
利用の目的							利用 人員	人
減免の理由								
区 分	名 称		利 用 時 間	料金 時間	料金 (円)	減 免 対 象 (条 項)	減免率 (%)	使用料 (円)
使 用 す る 施 設 等	(施設名)		全 面 半 面 }			6-2-()		A
	□ ア リ ー ナ							
	入場料区分 無 1000円以下 3000円以下 3001円以上			乗率 1.3 1.6 2.0×使用料A=				
	□ 電 灯		全 面 半 面 }			6-2-()		
	□ 電気器具持込み		Kw	1回			6-2-()	
□ そ の 他						6-2-()		
					使用料納付額			